

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月28日
【事業年度】	第14期（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）
【会社名】	株式会社gumi
【英訳名】	gumi Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川本 寛之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
【電話番号】	03-5358-5322（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	25,933,658	27,112,019	21,257,580	19,827,695	18,628,710
経常利益又は経常損失 () (千円)	1,734,017	962,282	1,661,464	2,124,637	6,071,130
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,383,379	552,928	1,695,686	1,757,456	1,835,657
包括利益 (千円)	1,389,348	576,296	1,778,094	1,321,473	2,044,300
純資産額 (千円)	12,941,686	13,990,732	13,593,627	15,169,892	17,190,437
総資産額 (千円)	19,659,953	23,067,515	21,148,037	20,006,964	25,012,295
1株当たり純資産額 (円)	445.16	467.47	416.04	470.93	535.17
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	46.65	18.91	57.04	58.32	60.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	46.29	18.75	-	57.66	59.73
自己資本比率 (%)	65.8	59.4	59.2	71.1	64.7
自己資本利益率 (%)	10.9	4.2	-	13.1	12.1
株価収益率 (倍)	22.7	53.7	-	11.7	21.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	397,313	1,309,383	1,172,620	2,657,936	2,805,637
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	430,644	2,565,004	2,255,148	3,607,860	2,155,749
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,590	2,776,040	403,215	3,037,309	1,919,130
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	11,456,731	13,017,347	9,898,048	5,833,436	8,492,510
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	737 〔12〕	848 〔9〕	866 〔14〕	852 〔15〕	866 〔10〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第12期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 第12期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	25,896,816	27,086,964	21,217,273	19,823,394	18,493,766
経常利益又は 経常損失() (千円)	1,259,054	668,485	930,922	2,051,569	810,755
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	956,961	672,614	1,531,196	2,407,659	2,100,650
資本金 (千円)	8,996,449	9,076,072	9,337,717	9,377,841	9,399,470
発行済株式総数 (株)	30,052,000	30,291,000	31,096,000	31,169,400	31,231,900
純資産額 (千円)	12,810,918	13,756,264	12,897,100	15,156,832	13,038,403
総資産額 (千円)	19,457,976	22,597,321	20,950,394	20,985,423	21,550,699
1株当たり純資産額 (円)	440.66	465.65	419.73	494.35	420.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	32.27	23.00	51.51	79.90	69.49
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	32.02	22.80	-	79.00	-
自己資本比率 (%)	65.8	60.4	60.3	71.1	59.0
自己資本利益率 (%)	7.5	5.0	-	17.5	-
株価収益率 (倍)	32.8	44.1	-	8.5	-
配当性向 (%)	-	-	-	6.26	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	257 〔11〕	384 〔9〕	390 〔14〕	390 〔12〕	418 〔9〕
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	119.1 (114.3)	114.0 (132.6)	70.0 (120.7)	76.5 (109.2)	145.1 (141.6)
最高株価 (円)	1,455	1,685	1,028	944	1,397
最低株価 (円)	612	939	475	456	654

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第12期及び第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 第12期及び第14期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 第10期、第11期及び第12期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。また、第14期の配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 従業員数は、正社員のほか契約社員を含み、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、〔 〕内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均人数を外数で記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
8. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社は、2007年6月に東京都渋谷区において携帯電話端末を対象としたエンターテインメントに特化したインターネットコンテンツの提供を目的とする会社として、アットムービー・パイレーツ株式会社の商号で設立しました。沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2007年6月	東京都渋谷区にアットムービー・パイレーツ株式会社を設立。
2008年7月	株式会社gumiに商号変更、本社を東京都目黒区に移転。
2008年8月	ソーシャル・ネットワーキング・サービス「gumi」のオープン化を実施。
2009年8月	株式会社ミクシィが運営する「mixi」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2009年9月	本社を東京都中野区に移転。
2010年4月	株式会社ディー・エヌ・エーが運営する「Mobage」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2010年5月	本社を東京都新宿区に移転。
2010年6月	グリー株式会社が運営する「GREE」へモバイルオンラインゲームの提供を開始。
2011年9月	福岡オフィスを福岡県福岡市に設置。
2011年11月	「gumi」プラットフォームサービスを終了。外部プラットフォーム向けコンテンツ提供に特化。
2012年2月	本社を東京都新宿区（現所在地）に移転。
2012年4月	海外における開発体制強化のため、gumi Asia Pte. Ltd.（シンガポール）及びgumi America, Inc.（米国）を設立。
2012年6月	投資事業開始のため、株式会社gumi ventures（東京都新宿区）を設立。
2012年7月	海外への投資拠点としてgumi Investment Limited（英国領）を設立。
2013年3月	開発体制強化のため、株式会社gumi venturesが株式会社エイリム（東京都新宿区）を設立。
2013年7月	株式会社エイリムが「ブレイブ フロンティア（日本語版）」をリリース。
2013年11月	「ブレイブ フロンティア（英語版）」をリリース。
2013年12月	株式会社エイリムを子会社化。
2014年4月	アジア圏における開発体制強化のため、台湾谷米數位科技有限公司（台湾）を設立。
2014年9月	東京にgumi ventures 2号投資事業有限責任組合を組成。
2014年10月	「ファントム オブ キル」をリリース。
2014年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2015年10月	株式会社エイリムを完全子会社化。 「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（日本語版）」をリリース。
2015年12月	Tokyo VR Startups株式会社（現Tokyo XR Startups株式会社）を設立。
2016年1月	「誰か為のアルケミスト（日本語版）」をリリース。
2016年2月	海外XR市場への投資を目的としたベンチャーキャピタルファンド「VR FUND,L.P.」に出資。 共同事業者として運営に参画。
2016年4月	「クリスタル オブ リユニオン」をリリース。
2016年6月	「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス（海外言語版）」をリリース。
2017年6月	簡易新設分割による分社化を行い、株式会社gumi VR（現株式会社gumi X Reality）を設立。
2017年10月	株式会社FgG（東京都新宿区）を設立。
2017年11月	「誰か為のアルケミスト（海外言語版）」をリリース。 東京にgumi ventures 3号投資事業有限責任組合を組成。
2018年2月	連結子会社である株式会社gumi venturesを通じ合同会社gumi Cryptos（現合同会社gumi Cryptos Capital）を設立し、gumi Cryptos匿名組合を組成。ブロックチェーン領域への投資を開始。
2018年4月	株式会社グラムス（東京都新宿区）を設立。
2018年5月	ブロックチェーン事業への参入を決定。
2019年5月	株式会社gumi Cryptosを設立。
2019年7月	当社、株式会社gumi ventures及び株式会社gumi X Realityが保有するブロックチェーンに係る事業を吸収分割の手法により株式会社gumi Cryptosに承継。
2019年10月	株式会社gumi X studioを設立。
2019年11月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（日本語版）」をリリース。 株式会社gumi X Realityが保有するXRコンテンツ開発に係る資産等を吸収分割の手法により株式会社gumi X studioに承継。
2020年3月	「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争（海外言語版）」をリリース。
2020年7月	コーポレートガバナンスの一層の強化を図るべく、監査等委員会設置会社に移行。

3【事業の内容】

当社グループの主な事業内容とグループを構成している主要各社の位置づけは以下のとおりであります。
なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

セグメントの名所	主要な事業内容	地域	会社名
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用	国内	株式会社エイリム 株式会社FgG 株式会社グラムス
		海外（アジア）	gumi Asia Pte. Ltd. 台灣谷米數位科技有限公司
XR事業（VR、AR、MR等）	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資	国内	株式会社gumi X Reality 株式会社gumi X studio Tokyo XR Startups株式会社
		海外（欧米）	gumi America, Inc.
ブロックチェーン事業	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	国内	株式会社gumi Cryptos

（注）上記内容は、主要な連結対象会社について記載しております。

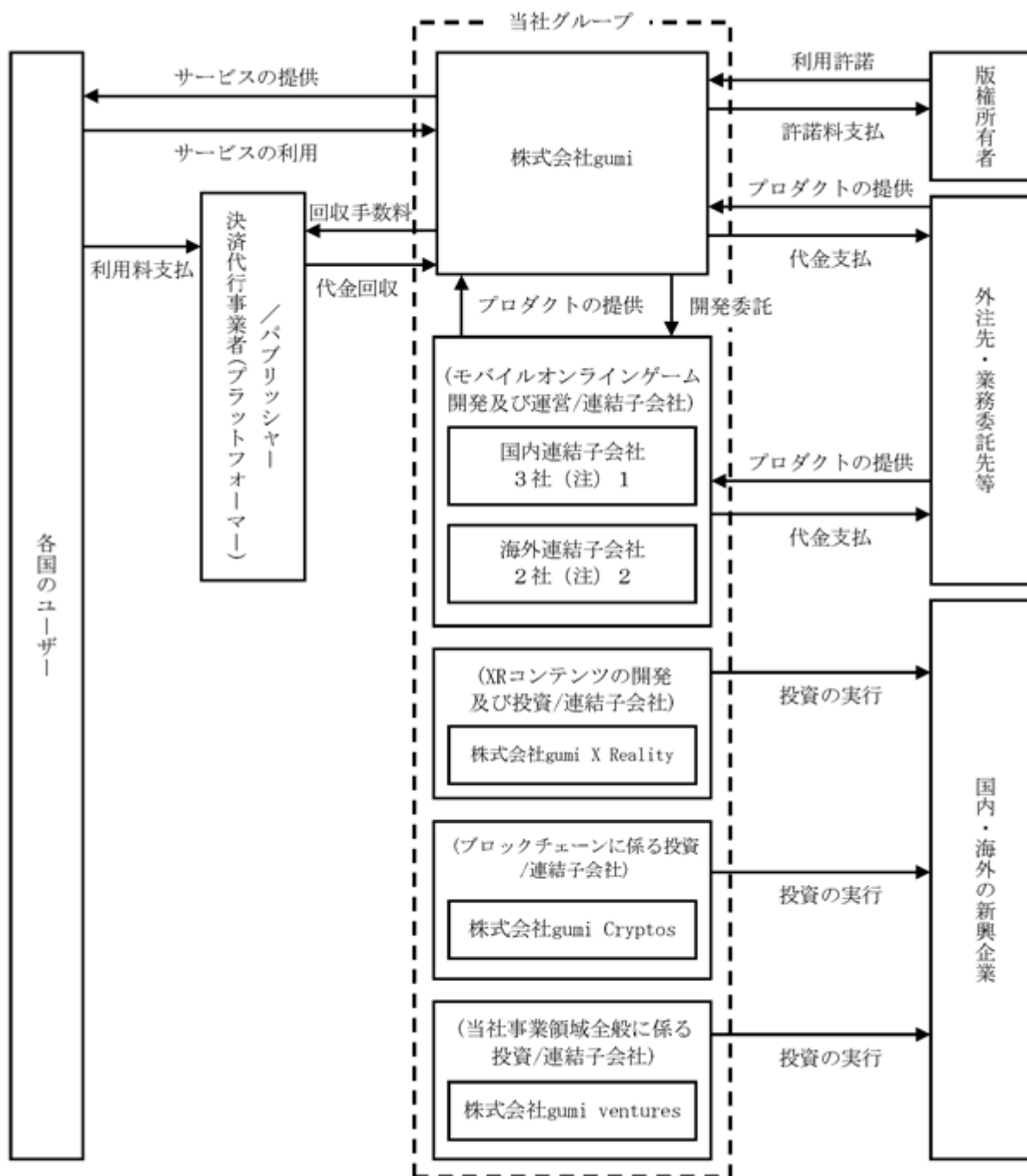
〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

モバイルオンラインゲームの開発・運営子会社においては、独自及び外注先・業務委託先等との連携を通じてモバイルオンラインゲームの開発・運営を行っております。

XRコンテンツの開発及び投資子会社においては、国内・海外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援の実施及びエクイティ出資によるXRコンテンツの共同開発を行っております。

ブロックチェーンコンテンツの開発及び投資子会社においては、新たなテクノロジーを活用した国内・海外の有力企業への投資の実行による戦略的連携を図っております。



- (注) 1. 国内連結子会社は、株式会社エイリム、株式会社FgG、株式会社グラムスが該当します。
 2. 海外連結子会社は、gumi Asia Pte. Ltd.、台湾谷米數位科技有限公司が該当します。
 3. 株式会社gumi X Realityの連結子会社として、株式会社gumi X studio、Tokyo XR Startups株式会社、gumi America, Inc.があります。
 4. 上記以外の連結子会社として、持株会社である香港谷米有限公司、他7社があります。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
株式会社エイリム	東京都 新宿区	100,745千円	モバイルオンラインゲームの開発・運営	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社FgG	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任1名 業務委託取引
株式会社グラムス	東京都 新宿区	10,000千円	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	2,000千 シンガポールドル	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
台湾谷米數位科技 有限公司	台湾 台北市	10,000千台湾ドル	同上	100.0	役員の兼任2名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社gumi ventures	東京都 新宿区	159,350千円	投資事業及び ファンドの運営	100.0	役員の兼任3名
株式会社gumi X Reality	東京都 新宿区	100,000千円	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資	100.0	役員の兼任3名
Tokyo XR Startups 株式会社	東京都 新宿区	42,500千円	XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等	100.0 (100.0)	役員の兼任3名
株式会社gumi X studio	東京都 新宿区	500千円	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	11,005千米ドル	XRに係る投資	100.0 (100.0)	役員の兼任1名 従業員の出向あり 業務委託取引
株式会社gumi Cryptos	東京都 新宿区	10,000千円	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	100.0	役員の兼任3名
その他8社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社エイリム、gumi Asia Pte. Ltd.及びgumi America, Inc.は、特定子会社に該当しております。

3. gumi Investment Limitedは、重要性が乏しいため連結の範囲に含めておりません。

4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
VR Fund,L.P.	アメリカ デラウェア州	30,015千米ドル	XRに係る投資	33.3 (33.3)	-
合同会社gumi Cryptos Capital	東京都 新宿区	5,000千円	ブロックチェーン 技術を用いたサー ビス等を提供する 企業への投資	25.0 (25.0)	-
その他3社					

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 株式会社mikai、株式会社BUZZCAST、ユニゾンライブ株式会社、株式会社1Sec、株式会社ゆにクリエイト、株式会社ZIG及び株式会社Plottは当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	814 (5)
XR事業 (VR、AR、MR等)	2 (-)
ブロックチェーン事業	3 (-)
全社 (共通)	47 (5)
合計	866 (10)

- (注) 1. 従業員数は従業員 (正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員) であり、() 内に臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く) の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年4月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与 (千円)
418 (9)	35歳0ヶ月	3年6ヶ月	5,282

セグメントの名称	従業員数
モバイルオンラインゲーム事業	366 (4)
XR事業 (VR、AR、MR等)	2 (-)
ブロックチェーン事業	3 (-)
全社 (共通)	47 (5)
合計	418 (9)

- (注) 1. 従業員数は従業員 (正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員) であり、() 内に臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く) の年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当該連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、企業理念「Wow the World! (すべての人々に感動を)」のもと、当社が起点となり世界中にWow! (“Wow”、“和を”、“輪を”)を提供すべく取り組んでおります。そして、その実現に向け、社員一人ひとりが忘れてはいけない精神として「One Step Beyond (First to Try, First to Fail, First to Recover)」を掲げております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの重視している経営指標は、売上高営業利益率であります。現在収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業において安定的な収益を確保し、当該収益の一部を将来の収益基盤の構築を図るための成長投資に活用することで、中長期的な収益力の拡大に努めております。そのため、売上高営業利益率20%以上を確保することを目標としております。

(3) 経営戦略等

現在収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業においては、既存主力タイトルの安定的な運用による収益の創出に加え、当社がこれまで培ってきたノウハウを活用し、国内でヒットしたタイトルを世界各国に配信していくことで、収益の最大化を図っております。また、ヒットタイトルの開発実績を有するスタジオにおける高品質なオリジナルタイトルの開発、及び自社ヒットタイトルのゲームエンジンと他社有力IPを掛け合わせた新規タイトルの開発を行うことで、将来における収益力の更なる拡大を目指しております。

あわせて、市場の拡大が見込まれるXR市場（VR、AR、MR等）、ブロックチェーン市場等の新規事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要であると考えていることから、国内外の有力企業への投資を通じ、新たなテクノロジーを有する企業との戦略的連携を図るとともに、当社及び他社IPを活用したコンテンツ開発、並びに当社事業と親和性の高い有力投資先との協業等を推進していくことで、新規事業領域の早期収益化を目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(4) 経営環境

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況であります。このような状況下においては、経営資源の選択と集中により安定的に収益を創出できる基盤を構築することに加え、今後市場の拡大が見込まれる新規事業領域への早期参入により、将来を見据えた収益機会の構築を目指していく必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

高品質なモバイルオンラインゲームの提供

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。これまでゲームタイトルの企画、開発及び運営により蓄積してきたノウハウを用いて、クオリティの高いオリジナルタイトルの開発を実現するとともに、世界各国の有力IPホルダーとの連携を強化し、IPを用いたタイトルによる大ヒットも創出することにより、収益力の拡大を目指してまいります。

海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで多くのゲームコンテンツの海外展開を実現してまいりましたが、今後も引き続き、自社開発の有力ゲームコンテンツを中心としたグローバル展開を推進してまいります。

新規事業領域への参入による事業拡大

当社グループは、将来、市場の拡大が見込まれる事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域において、ファンド出資等を通じ新たなテクノロジーを活用する有力企業との戦略的な連携を図るとともに、コンテンツの開発にも主体的に取り組むことで、新規事業領域の早期収益化を図ってまいります。

コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な手法による広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りにも努めてまいります。

優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。人材の確保においては、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容に関するリスクについて

事業環境に関するリスクについて

イ 携帯電話ビジネスの普及動向について

当社グループは、モバイルオンラインゲーム事業を主たる事業領域としており、インターネットに接続可能なスマートフォン/タブレット端末及びそれに準じるものの普及度合いに当社グループの業績及び事業展開が大きく左右される可能性があります。

近年、高機能なモバイルインターネット端末であるスマートフォンの普及が本格化しており、今後インターネットの普及拡大及びスマートフォンの低価格化等の要因により、国内・海外において更に普及が進むことが見込まれております。一方、新たな法的規制の導入や技術革新等の予期せぬ要因により携帯電話ビジネスの普及が阻害される場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ 技術革新について

当社グループが事業展開を行うモバイルインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードが速く、それに基づく新サービスの創出が相次いで行われております。当社グループは技術革新に伴う事業構造の変化に迅速に対応する強固な体制作りを努めておりますが、技術革新に関し予期せぬ事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ モバイルオンラインゲームの市場動向について

当社グループが事業展開を行うモバイルオンラインゲーム市場は、スマートフォン/タブレット端末の高機能化及び普及拡大によるユーザー数の増加に伴い、引き続き市場の拡大が見込まれております。当社グループにおいても、モバイルオンラインゲーム市場が国内・海外において成長を継続する市場であると見込んでおりますが、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

二 新規事業領域の市場動向について

当社グループは、将来市場の拡大が見込まれるXR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域等の新規事業領域への早期参入により、将来の収益基盤の構築を目指しております。当該新規事業領域において、市場の成長が鈍化又は縮小した場合、若しくは当社グループの成長予測を下回った場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

事業のリスクについて

イ プラットフォーマーとの契約等について

当社グループが運営するモバイルオンラインゲーム事業は、Apple Inc.、Google Inc.等の決済代行業者（プラットフォーム）を介して一般消費者（ユーザー）にゲームコンテンツを提供するため、プラットフォームとの間でコンテンツ提供に関する契約を締結、ないしはコンテンツ提供に関する規約に同意する必要があります。そのため、プラットフォームの事業方針の変更等に伴い、当社グループのゲームコンテンツの提供が困難となった場合は当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ロ コンテンツにおける表現の健全性確保について

当社グループでは、ゲームコンテンツの健全性確保のため、コンテンツの制作・配信過程において、当社グループ独自の基準を設定しております。この基準は、青少年に対して著しく暴力的ないしは性的な感情を刺激する描写・表現をコンテンツ内に使用しないこと等を基本方針としております。しかしながら、今後法的規制の強化や新たな法令の制定等に伴い、当社グループのコンテンツの提供が規制される事態等が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

八 開発費、広告宣伝費の負担について

当社グループでは、ゲームコンテンツ単位での開発費の予算管理による資金繰り管理及び費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、強固な財務基盤を実現しております。しかしながら、近年、ネイティブアプリの高品質化に伴い、開発期間が長期に亘り開発費が高騰する傾向にあり、また、競合他社との競争激化に伴い、広告宣伝に関してもテレビコマーシャル等の多額の投資が必要なケースも増加しています。今後、市場環境の変化等により一層のコスト増加を強いられる場合には、先行投資に耐えうる運転資金の確保が必要になります。

ニ システムリスクについて

当社グループは、自然災害、アクセス過多によるサーバー停止等の要因によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼動状況の監視、定期的バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、提供しているゲームコンテンツを管理するサーバーや配信システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、ゲーム配信に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ホ 競合について

モバイルオンラインゲーム市場には競合他社が多数存在しておりますが、当社グループではゲームコンテンツ開発に際し、時代の潮流を見据えた企画の立案及び高い技術力を用いた開発を実施し、ユーザーのニーズに即した魅力あるゲームコンテンツを提供しております。また、ゲーム運用に際しては、ユーザーの利用状況調査・分析等に基づく効果的な運用及びマーケティングを行っております。

しかしながら、今後当社グループが提供するゲームコンテンツがユーザーに支持されず、又は競合他社との競争激化に伴い、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数及びアイテム課金額等が著しく減少した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ヘ ユーザー数について

当社グループでは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数を拡大させることが安定した収益基盤の確立、業績の拡大のための重要な課題であると考えております。

しかしながら、競合他社との競争激化、ユーザーの嗜好の変化、又はその他の不測の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ト ゲームコンテンツ開発における一部のクリエイターへの依存について

当社グループでは、ゲームコンテンツのイラストやシナリオ等の制作等に関し、一部の業務を外部クリエイターに委託しております。当社グループでは、特定の外部クリエイターへの依存度を低下させるため、複数のクリエイターに委託業務を分散させ、また当社グループ内にデザイン制作部門を設け外注依存の低減を図ることで当該リスクの軽減を図っております。

しかしながら、クリエイターとの契約内容の見直しや解除がなされる等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

法的規制や業界規制に係るリスクについて

イ インターネットに関連する法的規制について

当社グループの提供するゲームコンテンツのユーザーの個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。加えて、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」では、他ユーザーのID、パスワードの無断使用の禁止等が定められております。さらに、「特定商取引に関する法律」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」により、一部の広告・宣伝メールの送信に際し、法定事項の表示義務を負う場合があります。

当社グループは上記法的規制等について適切な対応をしておりますが、不測の事態により、当該規則等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、また、今後これらの法令等が強化され、若しくは新たな法令等が定められ当社の事業が制約を受ける場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

ロ リアル・マネー・トレード（RMT）に関するリスクについて

現在、モバイルオンラインゲーム業界においてはユーザー間においてゲーム内のアイテムをオークションサイト等で売買するというリアル・マネー・トレードと呼ばれる行為が一部のユーザーにより行われております。当社グループでは、利用規約でリアル・マネー・トレードの禁止を表記しており、またオークションサイト等の監視も実施しております。しかしながら、当社グループが提供するゲームに関し大規模なリアル・マネー・トレードが発生する等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

ハ 事業領域全般に関連する法的規制について

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界、XR業界（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン業界は、新たな業態であるため、法的規制の適用に関する解釈の相違等が発生しやすい環境にあるといえます。

当社グループでは、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することに加え、加入している業界団体の意見も取り入れ、事業展開を図っております。しかしながら、今後社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 自然災害、事故等のリスクについて

当社グループの開発拠点は、日本においては東京都及び福岡県にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があります。また、海外にも子会社等を有しており、各所在地で同様の要因により開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。なお、システムリスクについては、「(1) 事業内容に関するリスクについて 事業のリスクについて ニ．システムリスクについて」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症によるリスクにおいては、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(3) 会社組織に関するリスクについて

人材の確保及び育成について

当社グループでは、事業拡大を進めていくにあたり、優秀な人材の確保、育成が極めて重要な課題であると考えております。このため、採用活動の強化、研修体制の充実等に努めておりますが、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは個人情報を取得しているため、個人情報を有するサーバーへのアクセス制限や情報セキュリティに関する基本方針及び個人情報保護に関する規程を制定し、社員教育を実施する等、個人情報の管理体制強化を図っております。しかしながら、今後、個人情報の流出等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産の管理について

当社グループでは、知的財産の取扱いに関する留意事項を文書化した社内基準を制定するとともに、従業員に対し当該基準の遵守について定期的な共有を図る等、内部管理体制を構築しております。また、ゲームコンテンツ制作の一部を委託する外部クリエイターとの契約において、知的財産については第三者の知的財産権を侵害しないこと、当社グループに対して著作権を譲渡すること等の細かな取り決めを行っております。

しかしながら、当社グループの提供するコンテンツによる第三者の知的財産権の侵害等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社グループでは、内部関係者の不正行為等が発生しないよう、国内、海外の法令・ルール遵守及び企業倫理に沿った法令遵守を定めた規程を制定するとともに、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為等、不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、当社の新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対してインセンティブとしてストック・オプションを付与する可能性があります。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(5) 海外展開について

当社は、2012年より海外子会社の設立を開始し、当連結会計年度の海外言語版の売上高が全売上高の約3割を占めている状況にあります。今後も引き続きグローバルな事業展開を行っていく方針ですが、各所在地の法令、制度・規制、社会情勢等をはじめとしたカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業推進を行うことが困難になった場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループでは、当社では、連結財務諸表の作成時に外貨建てから円換算を行っていることから、換算時の為替レートが大幅に変動した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(6) M&A、資本業務提携について

当社は、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を既存の事業を補完・強化するための有効な手段の一つであると位置づけております。M&Aや資本業務提携の実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行い、各種リスクの低減に努める方針ですが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又はM&Aや資本業務提携に見合う効果の創出がなされなかった場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(7) 投資活動について

当社グループでは、中長期的な事業成長の実現に向け、当社グループでのM&A、資本業務提携活動に加え、ファンドを通じた投資活動を行っております。投資活動においては、当社グループとの業務シナジーを創出されうる事業領域への投資活動を遂行しており、主としてモバイルオンラインゲーム領域、XR領域及びブロックチェーン領域への投資を行っております。各事業領域への投資実行に際しては、財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデュー・ディリジェンスを行うことで、投資リスクの低減に努めておりますが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又は投資先の株式価値が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。また、ブロックチェーン領域においては暗号資産への投資も行っており、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っておりますが、暗号資産に関しては短期的な時価の変動が激しいことから、保有する暗号資産の時価が著しく低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概要は次のとおりであります。

(1) 経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

当社グループが属する業界におきましては、モバイルオンラインゲーム市場においては、角川アスキー総合研究所の「ファミ通モバイルゲーム白書2021」によると、2020年の国内スマートフォンゲーム市場は1兆2,113億円と、引き続き安定的に推移をしております。XR市場においては、International Data Corporation (IDC)が2020年に発表した報告によると、2024年にはVR/AR市場が約728億米ドルまで拡大すると予測されております。ブロックチェーン市場においては、MarketsandMarkets Researchが2020年に発表した報告によると、2025年までにはブロックチェーン活用サービス市場規模が397億米ドルにまで成長すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は18,628,710千円（前連結会計年度比6.0%減）となりました。また、営業利益は1,514,299千円（前連結会計年度比32.0%減）、経常利益は6,071,130千円（前連結会計年度比185.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,835,657千円（前連結会計年度比4.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

モバイルオンラインゲーム事業

売上高に関しては、前連結会計年度に配信を開始した、「WAR OF THE VISIONS ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」（株式会社スクウェア・エニックス配信）がグローバルにて好調に推移したものの、一部主力タイトルの配信期間の長期化に伴う減収等により、前連結会計年度比で減収となりました。

営業利益に関しては、費用対効果を重視したプロモーション施策の実施に伴い広告宣伝費が減少したものの、売上の減少及び新規タイトルの開発進捗に伴う外注費の増加等により前連結会計年度比で減益となりました。

この結果、売上高は18,483,885千円（前連結会計年度比6.3%減）、営業利益は1,629,278千円（前連結会計年度比41.5%減）となりました。

XR事業（VR、AR、MR等）

XR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発を主体的に取り組み、XR事業の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、Tokyo XR Startups株式会社等におけるインキュベーションプログラムを通じ、世界を代表する企業の育成と輩出を目指して国内外のXR市場におけるスタートアップ企業に対し様々な支援を提供いたしました。

また、当社グループがジェネラル・パートナーとして参画しているVenture Reality Fundを通じたグローバル投資を実行し、有力な技術・コンテンツ・人材を保有する企業との戦略的な連携を図ってまいりました。

この結果、営業損失は119,172千円（前連結会計年度は402,631千円の営業損失）となりました。

ブロックチェーン事業

ブロックチェーン事業に関しては、当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、国内外の有力企業への投資を通じ、早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、主に株式会社gumi Cryptosで行っているコンセンサスノードの運営売上が寄与いたしました。また、引き続き株式会社gumi Cryptosを通じ、新たなテクノロジーを活用する世界各国のブロックチェーン企業に対し、様々な支援を提供いたしました。

この結果、売上高は144,824千円（前連結会計年度比123.5%増）、営業利益は4,192千円（前連結会計年度は155,011千円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は25,012,295千円となり、前連結会計年度末に比べ、5,005,330千円の増加となりました。流動資産合計は13,584,920千円となり、前連結会計年度末に比べ、3,960,283千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加によるものであります。固定資産合計は11,427,375千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,045,047千円の増加となりました。これは主に、ソフトウェア及び繰延税金資産が減少したもののその他の関係会社有価証券及びソフトウェア仮勘定が増加したためであります。

当連結会計年度末における負債合計は7,821,857千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,984,785千円の増加となりました。流動負債合計は4,576,010千円となり、前連結会計年度末に比べ、297,546千円の増加となりました。これは主に、未払法人税等の増加によるものであります。固定負債合計は3,245,846千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,687,239千円の増加となりました。これは主に、長期借入金の増加によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は17,190,437千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,020,545千円の増加となりました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。なお、自己資本比率は64.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末5,833,436千円に比べ2,659,074千円増加し、8,492,510千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は2,805,637千円(前連結会計年度は2,657,936千円の収入)となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益3,740,099千円、減損損失1,688,647千円及び減価償却費907,726千円、支出の主な内訳は、持分法による投資益2,368,830千円及び暗号資産評価益1,124,707千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は2,155,749千円(前連結会計年度は3,607,860千円の支出)となりました。支出の主な内訳は、無形固定資産の取得による支出2,591,467千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は1,919,130千円(前連結会計年度は3,037,309千円の支出)となりました。収入の主な内訳は、長期借入れによる収入5,500,000千円、支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出3,458,824千円であります。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの販売実績は、次のとおりであります。

セグメント	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルオンラインゲーム事業		
日本語版	13,133,310	86.4
海外言語版	5,350,575	118.1
XR事業(VR、AR、MR等)	-	-
ブロックチェーン事業	144,824	223.5
合計	18,628,710	94.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社スクウェア・エニックス	7,461,300	37.6	9,437,122	50.7
Apple Inc.	6,054,264	30.5	4,538,224	24.4
Google Inc.	5,062,991	25.5	3,745,788	20.1

3. Apple Inc.及びGoogle Inc.は決済代行事業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

経営者の視点による財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(2) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「当連結会計年度の経営成績等」及び「セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況」に関する認識及び分析・検討内容

「経営成績等の状況の概要 (1) 経営成績の状況」及び「経営成績等の状況の概要 (2) 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,659,074千円増加し、8,492,510千円となりました。

当社グループの運転資金需要のうち主なものには、モバイルオンラインゲーム事業及びXR事業（VR、AR、MR等）、ブロックチェーン事業等における人件費、外注費及び広告宣伝費のほか、XR事業、ブロックチェーン事業等の新規事業領域における国内外の有力企業への投資資金があります。

当社グループでは、主として内部資金及び借入により調達した資金を運転資金に充当する方針であり、必要に応じて追加の資金調達を実施いたします。

なお、キャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

中長期的な会社の経営戦略

モバイルオンラインゲーム事業に関しては、引き続き、国内市場のみならず海外市場への積極的な展開を図ってまいります。具体的には、モバイルオンラインゲームのグローバルな配信体制の構築により、主に自社開発の良質なゲームコンテンツを世界各国に配信するとともに、プラットフォームやマーケティングパートナーとの連携、世界各国のゲーム開発会社との提携及び有名IPの活用等を積極的に推し進めていく方針であります。

XR事業（VR、AR、MR等）に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内・海外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発に主体的に取り組み、XRサービスの収益化を目指してまいります。

ブロックチェーン事業については、株式会社gumi Cryptosを通じ、出資を通じた有力企業との戦略的連携を図るとともに、コンテンツの開発にも取り組み、将来における収益基盤を構築してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は、現時点では大きな影響は出ておらず、今後の影響も限定的と考えておりますが、引き続き今後の動向を注視してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

スマートフォン/タブレット端末向けアプリプラットフォームとの規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎の自動更新）
Google Inc.	マーケットデベロッパー販売/配布契約書	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	契約期間は定められておりません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及 び備品	その他	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所及び 開発スタジオ	86,510	11,348	3,715,743	3,813,602	322 (4)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は375,889千円であります。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、主としてソフトウェア、ソフトウェア仮勘定及び商標権であります。
 5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間の平均雇用人員であります。
 6. 本社以外の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

(2) 国内子会社

国内子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

(3) 在外子会社

在外子会社の設備については、重要性がないため記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,878,000
計	98,878,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年7月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,231,900	31,243,900	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	31,231,900	31,243,900	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」には、2021年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権

決議年月日	2013年4月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 子会社取締役 1 当社従業員 3 子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	345
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1, 5	普通株式 172,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2, 5	600
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2013年8月28日 至 2023年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。
なお、2013年4月30日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記 及び のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。

6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2015年8月27日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2015年8月28日以降は段階的に行使することができるものとする。

決議年月日	2013年11月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 子会社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1, 5	普通株式 21,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2, 5	714
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2014年2月21日 至 2023年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 714 資本組入額 357
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。
なお、2013年11月20日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。

6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年2月20日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年2月21日以降は段階的に行使することができるものとする。

第13回新株予約権

決議年月日	2014年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 子会社取締役 5 当社従業員 9 子会社従業員 10
新株予約権の数(個)	275
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1、5	普通株式 137,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、5	1,362
新株予約権の行使期間 (注)6	自 2014年9月7日 至 2024年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) (注)5	発行価格 1,362 資本組入額 681
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とする。

なお、2014年5月27日開催の臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 決議日後、以下の事由が生じた場合は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場(以下「株式上場」という。)される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

前項、のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の内容で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の内容に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の内容に準じて決定する。

5. 2014年7月15日開催の取締役会決議により、2014年8月1日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。このため「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整後の内容となっております。

6. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、2016年9月6日を経過する日まで、権利を行使することができないものとする。なお、2016年9月7日以降は段階的に行使することができるものとする。

第16回新株予約権

決議年月日	2017年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	671
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 67,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権

決議年月日	2017年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 27
新株予約権の数(個)	153
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 15,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年8月13日 至 2022年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,220 資本組入額 610
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第20回新株予約権

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 657 資本組入額 328.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第21回新株予約権

決議年月日	2018年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 2 当社従業員 29
新株予約権の数(個)	740 [620]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 74,000 [62,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 657 資本組入額 328.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合に

は取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第22回新株予約権

決議年月日	2020年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	800
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2050年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 987 資本組入額 493.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第23回新株予約権

決議年月日	2020年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 当社従業員 25
新株予約権の数(個)	1,220
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 122,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2022年8月1日 至 2025年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 982 資本組入額 491
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の月末現在(2021年6月30日)における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合に

は取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第19回新株予約権

決議年月日	2018年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 7
新株予約権の数(個)	995
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)1	普通株式 99,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2	970
新株予約権の行使期間	自 2018年3月26日 至 2023年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 973 資本組入額 486.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の 決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 上記 に抵触しない場合、新株予約権者は割当日から2019年3月25日まで、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の内容で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の内容に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の内容に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の内容に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年8月30日 (注) 1	782,000	29,796,500	-	8,948,894	8,938,894	-
2016年9月1日～ 2017年4月30日 (注) 2	255,500	30,052,000	47,555	8,996,449	47,555	47,555
2017年5月1日～ 2018年4月30日 (注) 3	239,000	30,291,000	79,623	9,076,072	79,623	127,178
2018年10月23日 (注) 4	790,000	31,081,000	257,145	9,333,217	257,145	384,323
2018年12月7日 (注) 5	15,000	31,096,000	4,500	9,337,717	4,500	388,823
2019年5月1日～ 2020年4月30日 (注) 6	73,400	31,169,400	40,124	9,377,841	40,124	428,947
2020年5月1日～ 2021年4月30日 (注) 7	62,500	31,231,900	21,628	9,399,470	21,628	450,575

- (注) 1. 資本準備金の減少は欠損填補によるものであります。
2. 新株予約権の行使による増加であります。
3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 有償第三者割当 発行価格651円 資本組入額 325.5円
割当先 個人3名
5. 新株予約権の行使による増加であります。
6. 新株予約権の行使による増加であります。
7. 新株予約権の行使による増加であります。
8. 2021年5月1日から2021年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,942,000円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	36	137	65	48	14,555	14,860	-
所有株式数 (単元)	-	36,466	38,192	20,150	48,208	400	168,844	312,260	5,900
所有株式数の割合 (%)	-	11.68	12.23	6.45	15.44	0.13	54.07	100.00	-

- (注) 1. 自己株式980,039株は、「個人その他」に9,800単元、「単元未満株式の状況」に39株含まれております。
2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
國光 宏尚	東京都渋谷区	3,314,500	10.96
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,189,100	7.24
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,428,500	4.72
NEXTBIGTHING株式会社	東京都渋谷区鶯谷町13-1	1,400,000	4.63
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	989,700	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	817,200	2.70
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	651,800	2.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	634,437	2.10
川本 寛之	東京都渋谷区	433,700	1.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	415,800	1.37
計	-	12,274,737	40.57

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	817,200株
株式会社日本カストディ銀行	415,800株

3. 2020年12月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)が2020年12月4日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2021年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	株式 3,617,600 株	11.59%
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	株式 73,400株	0.24%

4. 2021年6月16日付けで公表している「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得結果及び取得終了並びに主要株主の異動に関するお知らせ」に記載の通り、2021年6月16日付で、当社が自己株式立会外買付取引により当社取締役会長である國光宏尚氏より株式1,121,000株を取得しております。また、当社の代表取締役である川本寛之氏及び取締役である本吉誠氏が、同日付で同氏より株式1,124,200株を取得しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 980,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,246,000	302,460	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,900	-	-
発行済株式総数	31,231,900	-	-
総株主の議決権	-	302,460	-

【自己株式等】

2021年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社gumi	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号	980,039	-	980,039	3.14
計	-	980,039	-	980,039	3.14

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年6月15日)での決議状況 (取得期間 2021年6月16日~2021年6月16日)	1,121,000	999,932,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存議決株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	1,121,000	999,932,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	39	37,323
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	980,039	-	2,101,039	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と財務基盤の強化のための内部留保とのバランスを保ちながら、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当の実施を基本方針としております。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度においては、上記の基本方針に鑑み、当社普通株式1株につき、普通配当5円とすることとしました。当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)
2021年7月28日 定時株主総会決議	151,259	5.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は常に最良なコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

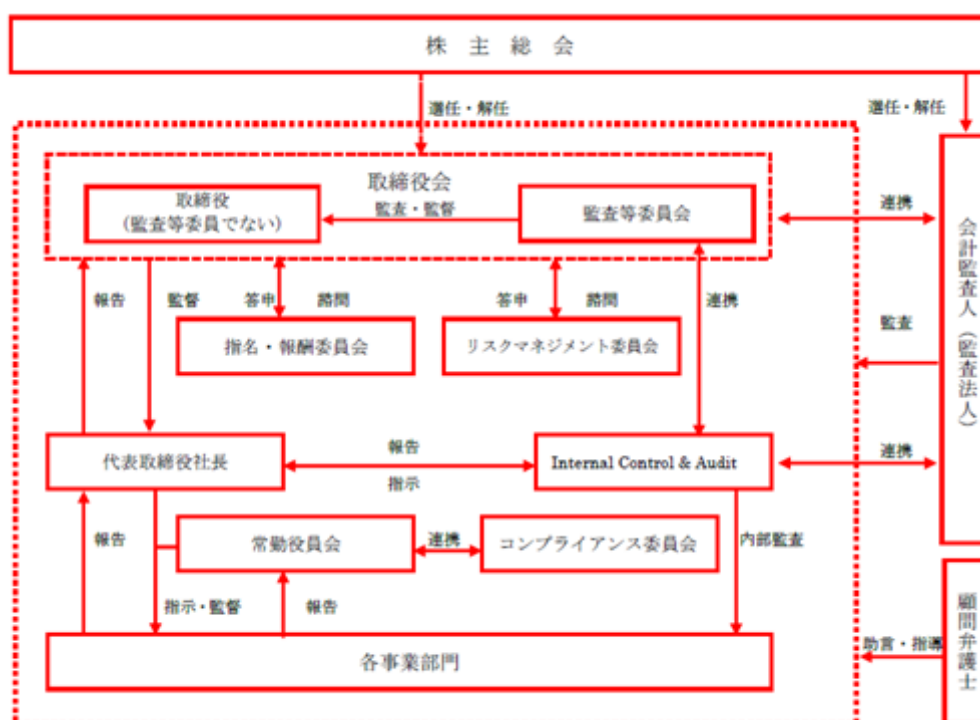
1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
5. 株主との間で持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備し、その対応に努める。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員は全員社外取締役であり、公認会計士及び弁護士を含む4名であります。各監査等委員が豊富な実務経験と専門知識を有しております。

当社は、監査等委員会設置会社として、経営と監督の分離を図り、経営陣の迅速・果敢な意思決定を支援する一方、取締役会の監督を強化する環境を整備しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。

会社の機関・内部統制（図表）



1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である者を除く。）1名、監査等委員である取締役4名の計6名で構成し、原則、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。監査等委員会は原則、毎月1回開催し、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施いたします。

3. 常勤役員会

当社では、常勤の取締役が出席する常勤役員会を原則、毎週1回開催しております。常勤役員会では、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議することにより、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能としております。

4. 指名・報酬委員会

当社の指名・報酬委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。取締役の指名・報酬の決定プロセスに係る客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

5. コンプライアンス委員会

当社は、全役職員が法令、社会規範、市場ルール、定款、規則等を遵守することにより経営の健全性を確保することを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりであります。

- (1)コンプライアンス体制の整備と強化
- (2)コンプライアンス研修の実施
- (3)コンプライアンス違反の調査
- (4)コンプライアンス違反に対する対応とその再発防止策の策定

6. リスクマネジメント委員会

当社は当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングをすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

各機関ごとの構成員は次のとおりであります

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	常勤役員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス委員会	リスクマネジメント委員会
代表取締役社長	川本 寛之						
取締役	本吉 誠						
取締役 (監査等委員)	梅田 裕一						
取締役 (監査等委員)	高橋 信太郎						
取締役 (監査等委員)	長南 申明						
取締役 (監査等委員)	清水 健次						

議長・委員長、メンバー

企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、将来にわたって永続的に事業を継続するためには、企業規模や事業の特性、経営上のリスクの状況に応じた内部統制の充実が必要だと考えています。そのため、当社の意思決定の透明性や、公正性の確保を担保するため、内部統制システム構築に関する基本方針及び各種規程を制定し、適正且つ効率的な内部統制の体制の構築に努めております。

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備にかかる内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、誠実且つ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- b. 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- c. 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- d. 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- e. 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速且つ効率的な意思決定を実行する。
- b. 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- c. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- d. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

）当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- b. 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- c. 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
- d. 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。

- e. 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - f. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
-) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 - b. 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けない。
-) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席
監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 取締役の報告義務
 - (1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項
 - c. 使用人による報告
使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。
 - (1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - (2) 重大な法令又は定款違反事実
 - d. 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止
前2項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。
-) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携
代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
 - b. 外部専門家の起用
監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。
 - c. 監査等委員の必要経費
監査等委員の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2. リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク管理のために「リスク管理規程」を制定する他、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれらの運用状況のモニタリングを行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、業務執行を行わない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額としております。

4. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

5. 役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

7. 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

9. 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

10. 中間配当

当社は、株主の皆様への利益配分を機動的に行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	川本 寛之	1979年3月23日生	2002年4月 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行 2008年4月 新規事業投資株式会社(現DBJキャピタル株式会社)出向 2011年8月 当社入社 執行役員経営企画部長 2011年11月 当社取締役 2012年6月 gumi America, Inc. President(現任) 株式会社gumi ventures 代表取締役社長(現任) 2013年12月 株式会社エイリム 取締役(現任) 2015年3月 台湾谷米數位科技有限公司 董事長(現任) 2015年5月 gumi Asia Pte. Ltd. Director(現任) 2016年3月 当社代表取締役副社長 2018年4月 株式会社グラムス 取締役(現任) 2018年6月 株式会社FgG 代表取締役社長(現任) 2018年7月 当社代表取締役社長(現任) 2021年7月 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長(現任) 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長(現任) 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長(現任) 株式会社gumi X studio 代表取締役社長(現任)	(注)1	995,800
取締役	本吉 誠	1983年1月21日生	2007年4月 株式会社新生銀行入行 2012年7月 当社出向 2014年2月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年6月 Tokyo XR Startups株式会社 監査役(現任) 2016年7月 当社取締役(現任) 2017年6月 株式会社gumi X Reality 監査役(現任) 2018年1月 株式会社gumi ventures 取締役(現任) 2018年4月 株式会社グラムス 監査役(現任) 2018年7月 株式会社エイリム 取締役(現任) 2018年12月 double jump.tokyo株式会社 社外監査役(現任) 2019年5月 株式会社gumi Cryptos 監査役(現任)	(注)1	778,600
取締役 (監査等委員)	梅田 裕一	1952年4月27日生	1975年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1993年8月 さくら投資顧問株式会社(現三井住友DSアセットマネジメント株式会社) 営業部長 2000年10月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)浜松町支店長 2002年5月 株式会社ソシエ・ワールド入社 経営企画室長 2006年4月 FXプライム株式会社(現株式会社プライムbyGMO) 経営管理本部長 補佐兼法務コンプライアンス部長 2011年10月 当社監査役 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	5,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	高橋 信太郎	1965年1月8日生	1989年4月 株式会社リクルート入社 2001年10月 株式会社まぐクリック(現GMOアドパートナーズ株式会社)入社 2006年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 代表取締役社長 2008年3月 GMOインターネット株式会社 取締役 2013年3月 GMOインターネット株式会社 常務取締役 グループメディア部門統括 2015年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役会長 2016年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役営業本部長 2016年7月 当社社外取締役 2017年10月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー兼営業本部長 2020年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー 2020年6月 Indeed Japan株式会社 取締役 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年10月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS CMO 2020年11月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役CMO(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	長南 伸明	1973年9月9日生	1996年4月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2008年7月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)パートナー 2015年9月 株式会社スタジオアタオ 取締役(現任) 2017年7月 当社社外取締役 2017年8月 UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 SFPホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	清水 健次	1968年5月24日生	1995年11月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2002年10月 小沢・秋山法律事務所 入所 2013年8月 株式会社Gunosy 社外監査役(現任) 2015年1月 武市法律事務所 入所 2016年3月 清水法律事務所設立(現任) 2016年3月 日本テクノ株式会社 社外監査役(現任) 2016年7月 株式会社長越 代表取締役(現任) 2019年10月 株式会社アクシーシア 社外監査役(現任) 2020年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2	-
計					1,779,800

- (注) 1. 2021年7月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間
2. 2020年7月28日開催の定時株主総会終結の時から2年間
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長：梅田裕一 委員：高橋信太郎、長南伸明、清水健次
なお、当社は常勤の監査等委員は設置しておりません。
4. 取締役梅田裕一、高橋信太郎、長南伸明及び、清水健次は社外取締役であります。
5. 2020年7月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

社外役員の状況

1. 提出日現在、監査等委員である取締役の4名は、会社法における社外取締役であります。
当社では、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、社外取締役には、客観的かつ中立性のある助言と取締役の職務執行の監視を期待しております。また、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。
なお、社外取締役の梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の4名は株式会社東京証券取引所

に対し、独立役員として届け出ております。

- 2.取締役梅田裕一氏は、金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、企業の健全性の確保、透明性の高い、公正な経営監視体制の確立を期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式を保有しており、その保有株式数は、「役員一覧」の所有株式数の欄に記載しております。
- 3.取締役高橋信太郎氏は、GMOアドパートナーズ株式会社及びIndeed Japan株式会社で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの取締役CMOであります。当社と株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの間には特別の関係はありません。
- 4.取締役長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役（監査等委員）及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。
- 5.取締役清水健次氏は、弁護士並びに公認会計士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき、適切な監査をしていただけることを期待し社外取締役に選任しております。なお、同氏は株式会社Gunosyの社外監査役、日本テクノ株式会社の社外監査役及び株式会社アクシーシアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、日本テクノ株式会社及び株式会社アクシーシアの間には特別の関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会、監査等委員会、取締役等との意見交換を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2020年7月28日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。

a. 監査等委員会の組織、人員等

監査等委員会は、いずれも社外取締役である梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の4名で構成されており、梅田裕一氏が委員長を務めています。なお、長南伸明氏及び清水健次氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行います。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

b. 監査等委員会の開催回数、出席回数及び議事内容

当事業年度において当社は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員	梅田 裕一	10回	10回(100%)
監査等委員	高橋 信太郎	10回	10回(100%)
監査等委員	長南 伸明	10回	10回(100%)
監査等委員	清水 健次	10回	10回(100%)

なお、当社は2020年7月28日開催の定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2020年5月1日から2020年7月28日までの監査役会の個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外監査役(常勤)	梅田 裕一	2回	2回(100%)
社外監査役	池川 穰治	2回	2回(100%)
社外監査役	鈴木 学	2回	2回(100%)

c. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は監査等委員会監査基準に従い、主に以下の内容を実施しております。

(業務監査)

- ・取締役の職務の執行の監査
- ・取締役会等の意思決定の監査
- ・取締役会の監督義務の履行状況の監査
- ・内部統制システムに係る監査
- ・企業集団における監査
- ・競業取引及び利益相反取引等の監査並びに利益相反取引の承認
- ・事業報告等の監査

(会計監査)

- ・監査意見の形成
- ・会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認
- ・会計監査人の報酬等の同意手続き
- ・会計方針等の監査
- ・計算書類の監査
- ・会計監査人の選任(不再任としない)等の手続き

なお、当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

内部監査の状況

当社における内部監査は代表取締役の直轄組織として業務から独立した、「Internal Control & Audit」が担当しており、監査等委員会と連携しつつ監査を実施しております。「Internal Control & Audit」の従業員は3名の体制にて、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づいて当社及び子会社の業務が、法令遵守、業務効率、財務報告の信頼性及び資産の保全の観点から適正に運用されているか監査を実施し、その監査及び評価結果は、代表取締役及び監査等委員会等に適宜報告するとともに、不正及び不備がある場合は該当部門に是正、改善を指示しております。

また、Internal Control & Auditは、監査等委員会及び会計監査人と連携して意見交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っており、監査等委員会は会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、監査機能の有効性と効率性を高めるための取組みを行っております。

会計監査人の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2013年4月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

矢部 直哉

田中 計士

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しており、監査法人の選定にあたっては、会計監査人候補者から監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等について書面を入手し、面談、質問等を通じて当該評価基準に則り選定する方針としております。

EY新日本有限責任監査法人においては、会計監査人の能力、組織および体制、監査の遂行状況およびその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、当社の会計監査人として選任することが適切であると判断しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会における「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準」に準じて、株主総会に提出する会計監査人の選解任等に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の評価及び選定基準を策定しており、当該評価基準に則り、会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性などを勘案するとともに、会計監査人との面談、意見交換等を通じて適否の判断を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	32,500	1,500
連結子会社	900	-	1,248	-
計	30,900	-	33,748	1,500

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」に係る助言業務であり、EY新日本有限責任監査法人に対して支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst&Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2,766	-	2,772	352
計	2,766	-	2,772	352

(当連結会計年度)

連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務であり、EY Corporate Advisors Pte. Ltd.に対して支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、当社グループの事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえ監査等委員会の同意を得て監査報酬を決定します。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等に関し日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針に係る事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2020年7月28日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社へ移行しました。

当社は役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

1. 取締役の報酬に係る基本方針

当社は、「取締役の報酬に係る基本方針」を定め、当該方針及び「取締役の個別の報酬の決定方針」に基づき、報酬に係る審議または決定が実施されるものとしています。

取締役の報酬に係る基本方針

- a. 企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度であること
- b. 競争力のある報酬制度であること
- c. 公平・公正な報酬制度であること

2. 取締役の報酬の構成

- a. 当社取締役（監査等委員を除く。）の報酬は基本報酬と非金銭報酬で構成しております。
- b. 当社取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬は固定報酬（金銭）とし、非金銭報酬は株式報酬型ストックオプションとしています。
- c. 当社の株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的としております。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定しております。
- d. 監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬（金銭）のみとしています。

3. 取締役の報酬等に関する株主総会決議日

監査等委員会設置会社へ移行する前の取締役の報酬限度額は、2014年7月31日開催の第7回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。監査役の報酬限度額は、2014年7月31日開催の第7回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、2017年7月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は3名（うち社外取締役を除く。）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。取締役（監査等委員を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、当該定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員のみで構成する報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針につきまして、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬（金銭）のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

また、2021年5月25日付で報酬諮問委員会は、取締役の指名に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、指名・報酬委員会へ変更しております。

a. 基本報酬に係る方針

月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。また、各事業年度に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していないため、現時点で当該方針はございません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定するもの。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責及び個別の業績等を総合的に勘案し指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

取締役の報酬等を与える時期または条件の決定に関しては以下のとおりとする。

報酬を与える時期

固定報酬：任期開始日から任期終了日

非金銭報酬：任期開始日から任期終了日

条件の決定

固定報酬：任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

非金銭報酬：任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分とする。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとする。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

g. 取締役の個人別の報酬の決定を委任にした理由等

取締役会は、代表取締役川本寛之に対し各取締役の基本報酬とその他の報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

なお、当事業年度における取締役の報酬等の決定過程における取締役会及び報酬諮問委員会並びに指名・報酬委員会の活動内容は、以下のとおりであります。

活動日	名称	活動内容
2020年7月28日	報酬諮問委員会	取締役の個人別報酬額に係る審議
2020年7月28日	取締役会	取締役の個人別報酬額に係る決議
2021年2月25日	報酬諮問委員会	取締役の個人別の報酬等の決定方針に係る審議
2021年7月28日	指名・報酬委員会	取締役の個人別報酬額に係る審議
2021年7月28日	取締役会	取締役の個人別報酬額に係る決議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	199,481	141,218	58,263	-	3
社外監査役	7,933	7,933	-	-	3
社外取締役	28,400	28,400	-	-	6

- (注) 1. 報酬等の総額が1億円以上である者は存在しません。
2. 使用人兼務役員である者は存在しません。
3. 提出日現在において、業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬は導入しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、事業活動において取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる株式を純投資目的以外の株式(政策保有株式)とし、それ以外の株式を純投資目的である投資株式として区分しています。

また、当社は、投資株式の区分に関わらず当該会社株式を保有することができる方針としておりますが、純投資目的以外の株式においては、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、純投資目的以外の株式について、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合において保有することとしております。保有の適否においては、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。なお、当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しておりません。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	35,904	4	64,902
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)	
			含み損益	減損処理額
非上場株式	-	-	(注) 1	34,975
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を的確に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集等を行っております。現在、当社では同機構が主催する各種セミナー等への参加による情報収集に加えて、同機構を含む複数の社外組織から都度配信される会計基準等に関する情報を随時取得することにより、連結財務諸表等の適正性を確保することとしております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,833,436	8,492,510
売掛金	2,968,001	1,812,179
前払費用	413,827	411,254
未収入金	217,368	1,319,666
未収還付法人税等	38,661	2,564
暗号資産	76,334	1,277,159
その他	77,006	269,585
流動資産合計	9,624,636	13,584,920
固定資産		
有形固定資産		
建物	338,099	292,787
減価償却累計額	174,482	184,641
建物(純額)	163,616	108,146
工具、器具及び備品	325,200	336,871
減価償却累計額	289,529	309,632
工具、器具及び備品(純額)	35,671	27,239
有形固定資産合計	199,287	135,386
無形固定資産		
ソフトウェア	1,307,111	493,142
ソフトウェア仮勘定	2,705,946	3,405,522
その他	122,659	73,855
無形固定資産合計	4,135,718	3,972,519
投資その他の資産		
敷金及び保証金	360,333	372,771
投資有価証券	2,233,623	1,823,758
関係会社株式	1,851,556	1,678,276
その他の関係会社有価証券	1,127,170	1,367,840
繰延税金資産	1,081,216	506,086
その他	248,889	266,736
投資その他の資産合計	6,047,321	7,319,469
固定資産合計	10,382,327	11,427,375
資産合計	20,006,964	25,012,295
負債の部		
流動負債		
買掛金	552,020	542,982
1年内返済予定の長期借入金	2,042,292	1,999,734
未払金	908,817	1,016,574
未払費用	35,201	33,344
未払法人税等	221,799	763,577
未払消費税等	232,637	66,332
預り金	30,642	36,302
賞与引当金	67,786	100,239
その他	187,267	16,922
流動負債合計	4,278,464	4,576,010
固定負債		
長期借入金	416,670	2,500,404
資産除去債務	137,158	114,145
繰延税金負債	4,778	631,297
固定負債合計	558,607	3,245,846
負債合計	4,837,071	7,821,857

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,377,841	9,399,470
資本剰余金	3,385,620	3,407,249
利益剰余金	2,652,130	4,336,840
自己株式	1,058,400	1,058,438
株主資本合計	14,357,192	16,085,121
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,020	74,790
為替換算調整勘定	162,184	29,978
その他の包括利益累計額合計	140,164	104,769
新株予約権	232,578	316,551
非支配株主持分	720,286	683,995
純資産合計	15,169,892	17,190,437
負債純資産合計	20,006,964	25,012,295

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高	19,827,695	18,628,710
売上原価	13,399,354	13,633,170
売上総利益	6,428,340	4,995,540
販売費及び一般管理費	1 4,202,938	1 3,481,241
営業利益	2,225,402	1,514,299
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,766	725
投資事業組合運用益	68,319	203,499
暗号資産評価益	9,888	1,124,707
暗号資産売却益	-	930,898
補助金収入	44,022	3,267
固定資産売却益	5,441	47,668
還付加算金	3,880	3,425
持分法による投資利益	-	2,368,830
その他	5,743	2,013
営業外収益合計	140,062	4,685,035
営業外費用		
支払利息	24,557	30,155
為替差損	7,304	93,884
持分法による投資損失	193,355	-
その他	15,609	4,164
営業外費用合計	240,827	128,204
経常利益	2,124,637	6,071,130
特別利益		
投資有価証券売却益	65,315	-
持分変動利益	579	-
新株予約権戻入益	11,591	9,398
特別利益合計	77,485	9,398
特別損失		
減損損失	-	2 1,688,647
投資有価証券評価損	399,260	634,653
関係会社株式評価損	194,969	-
その他の関係会社有価証券評価損	467,122	-
事業構造改革費用	3 188,250	3 17,127
その他	3,736	-
特別損失合計	1,253,340	2,340,429
税金等調整前当期純利益	948,783	3,740,099
法人税、住民税及び事業税	20,579	753,221
法人税等調整額	544,216	1,187,512
法人税等合計	523,636	1,940,733
当期純利益	1,472,420	1,799,366
非支配株主に帰属する当期純損失()	285,035	36,290
親会社株主に帰属する当期純利益	1,757,456	1,835,657

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
当期純利益	1,472,420	1,799,366
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,575	52,770
為替換算調整勘定	155,975	126,646
持分法適用会社に対する持分相当額	11,546	65,517
その他の包括利益合計	1 150,947	1 244,933
包括利益	1,321,473	2,044,300
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,606,508	2,080,591
非支配株主に係る包括利益	285,035	36,290

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,337,717	3,344,766	894,674	1,058,400	12,518,758
当期変動額					
新株の発行	40,124	40,124			80,248
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,757,456		1,757,456
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		730			730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	40,124	40,854	1,757,456	-	1,838,434
当期末残高	9,377,841	3,385,620	2,652,130	1,058,400	14,357,192

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	5,444	5,337	10,782	256,556	807,530	13,593,627
当期変動額						
新株の発行						80,248
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,757,456
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16,575	167,522	150,947	23,977	87,244	262,169
当期変動額合計	16,575	167,522	150,947	23,977	87,244	1,576,265
当期末残高	22,020	162,184	140,164	232,578	720,286	15,169,892

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,377,841	3,385,620	2,652,130	1,058,400	14,357,192
当期変動額					
新株の発行	21,628	21,628			43,257
剰余金の配当			150,947		150,947
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,835,657		1,835,657
自己株式の取得				38	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	21,628	21,628	1,684,710	38	1,727,928
当期末残高	9,399,470	3,407,249	4,336,840	1,058,438	16,085,121

	その他の包括利益 累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	22,020	162,184	140,164	232,578	720,286	15,169,892
当期変動額						
新株の発行						43,257
剰余金の配当						150,947
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,835,657
自己株式の取得						38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,770	192,163	244,933	83,972	36,290	292,616
当期変動額合計	52,770	192,163	244,933	83,972	36,290	2,020,545
当期末残高	74,790	29,978	104,769	316,551	683,995	17,190,437

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	948,783	3,740,099
減価償却費	443,948	907,726
減損損失	-	1,688,647
株式報酬費用	58,803	109,115
賞与引当金の増減額(は減少)	14,621	30,528
受取利息及び受取配当金	2,766	725
支払利息	24,557	30,155
為替差損益(は益)	20,021	12,027
補助金収入	44,022	3,267
持分法による投資損益(は益)	193,355	2,368,830
持分変動損益(は益)	579	-
投資事業組合運用損益(は益)	68,319	203,499
暗号資産評価損益(は益)	9,888	1,124,707
暗号資産売却損益(は益)	-	930,898
関係会社株式評価損	194,969	-
投資有価証券売却損益(は益)	65,315	-
その他の関係会社有価証券評価損	467,122	-
投資有価証券評価損益(は益)	399,260	634,653
事業構造改革費用	188,250	17,127
固定資産売却損益(は益)	5,441	47,668
売上債権の増減額(は増加)	1,140,672	1,173,915
仕入債務の増減額(は減少)	231,875	10,350
未払金の増減額(は減少)	84,358	95,651
未払消費税等の増減額(は減少)	182,935	166,359
未収入金の増減額(は増加)	20,948	132,987
前払費用の増減額(は増加)	187,834	5,548
未収消費税等の増減額(は増加)	251,539	152,283
その他	232,233	308,248
小計	2,557,757	2,995,372
利息及び配当金の受取額	2,766	725
利息の支払額	20,603	29,798
事業構造改革費用の支払額	183,831	19,891
補助金の受取額	62,870	3,267
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	238,977	144,038
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,657,936	2,805,637
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	5,491	-
有形固定資産の取得による支出	28,233	13,152
無形固定資産の売却による収入	-	260,958
無形固定資産の取得による支出	2,912,358	2,591,467
投資有価証券の売却による収入	128,681	10,045
投資有価証券の償還による収入	3,254	-
投資有価証券の取得による支出	351,011	3,353
関係会社株式の取得による支出	173,970	-
その他の関係会社有価証券の取得による支出	425,664	159,300
関係会社株式の売却による収入	15,496	-
暗号資産の取得による支出	-	134,380
暗号資産の売却による収入	-	59,585
投資事業組合からの報酬による収入	122,619	429,105
敷金及び保証金の支払による支出	106	23,136
敷金及び保証金の返還による収入	7,941	9,345
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,607,860	2,155,749

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	5,500,000
長期借入金の返済による支出	3,247,368	3,458,824
株式の発行による収入	9,058	27,513
自己株式の取得による支出	-	38
配当金の支払額	-	149,520
非支配株主からの払込みによる収入	201,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,037,309	1,919,130
現金及び現金同等物に係る換算差額	77,379	90,056
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,064,612	2,659,074
現金及び現金同等物の期首残高	9,898,048	5,833,436
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,833,436	1 8,492,510

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 . 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

株式会社エイリム

株式会社FgG

株式会社グラムス

gumi Asia Pte. Ltd.

台湾谷米數位科技有限公司

株式会社gumi ventures

株式会社gumi X Reality

Tokyo XR Startups株式会社

株式会社gumi X studio

gumi America, Inc.

株式会社gumi Cryptos

当連結会計年度より、gumi Primus, Inc.は清算終了により連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社 1 社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 . 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 5社

主要な持分法適用会社の名称

VR Fund,L.P.、合同会社gumi Cryptos Capital

当連結会計年度より、株式会社Candeelは関連会社でなくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、Seoul XR Startups, Inc.他 3 社の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社等の名称

gumi Investment Limited、株式会社ゆにクリエイト、株式会社mikai

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures 3 号投資事業有限責任組合他 2 社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

暗号資産

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	1,647,559
ソフトウェア	493,142
ソフトウェア仮勘定	3,405,522

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高です。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。なお、割引前将来キャッシュ・フローにおける新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「暗号資産」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた153,341千円は、「暗号資産」76,334千円、「その他」77,006千円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」に表示していた「仮想通貨評価益」は、当連結会計年度より「営業外収益」の「暗号資産評価益」と表示しております。この表示方法の変更は、2020年5月1日に施行された改正資金決済法において、「仮想通貨」の名称が「暗号資産」に変更されたことによるものです。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「仮想通貨評価益」に表示していた9,888千円は、「営業外収益」の「暗号資産評価益」9,888千円として表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「仮想通貨評価損益(は益)」は、当連結会計年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「暗号資産評価損益(は益)」と表示しております。この表示方法の変更は、2020年5月1日に施行された改正資金決済法において、「仮想通貨」の名称が「暗号資産」に変更されたことによるものです。

この結果、前連結会計年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「仮想通貨評価損益(は益)」に表示していた9,888千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「暗号資産評価損益(は益)」9,888千円として表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

当社グループは、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称変更されており、以下の注記では「暗号資産」と記載しております。

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
保有する暗号資産	76,334千円	1,277,159千円
合計	76,334千円	1,277,159千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度		当連結会計年度	
	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
THETA	4,166,667 THETA	53,939千円	-	-
TFUEL	21,784,963 TFUEL	4,521千円	2,260,411 TFUEL	88,124千円
KLAY	2,428,633 KLAY	17,874千円	4,567,193 KLAY	1,189,035千円
合計	-	76,334千円	-	1,277,159千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

この他、その他の関係会社有価証券3,671,840千円には当連結会計年度の持分取込額2,383,293千円が含まれており、この主な内容は、持分法適用関連会社が保有する暗号資産の評価益であります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
関係会社株式	851,556千円	678,276千円
その他の関係会社有価証券	1,271,702 "	3,671,840 "

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
広告宣伝費	1,788,029千円	1,492,693千円
給料手当	629,541 "	500,353 "
賞与引当金繰入額	36,825 "	12,427 "

2 減損損失

当社グループは以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

場所	用途	種類	減損損失額(千円)
東京都新宿区	遊休資産	建物	41,088
	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	1,647,559

資産のグルーピングは、主にゲームタイトルを単位としてグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産として取り扱っております。

資産または資産グループが、当初予定していた収益を見込めなくなった場合、回収可能性を考慮し減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

遊休資産について、回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため零として評価しております。また、事業用資産について、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト5.1%で割り引いて算定しております。

3 事業構造改革費用

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

事業構造改革費用の内訳は、主に連結子会社であるgumi Europe SASの事業撤退に伴う特別退職金であります。

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

事業構造改革費用の内訳は、主に連結子会社であるgumi Primus, Inc.の事業撤退に伴う特別退職金であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	29,509千円	61,555千円
組替調整額	- "	6,304 "
税効果調整前	29,509千円	67,860千円
税効果額	12,934 "	15,089 "
その他有価証券評価差額金	16,575千円	52,770千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	155,975千円	134,416千円
組替調整額	- "	7,769 "
税効果調整前	155,975千円	126,646千円
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	155,975千円	126,646千円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	11,546千円	65,517千円
持分法適用会社に対する持分相当額	11,546千円	65,517千円
その他の包括利益合計	150,947千円	244,933千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	31,096,000	73,400	-	31,169,400

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 73,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	980,000	-	-	980,000

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第15回新株予約権	普通株式	930,000	-	930,000	-	-
	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	81,794
	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	18,650
	第18回新株予約権	普通株式	1,115,000	-	205,000	910,000	1,820
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	-	99,500	298
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	65,600
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	60,614
合計		-	2,144,500	-	1,135,000	1,009,500	232,578

(注) 1. 第15回及び第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2. 第18回及び第21回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 7月28日 定時株主総会	普通株式	150,947	利益剰余金	5	2020年 4月30日	2020年 7月29日

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	31,169,400	62,500	-	31,231,900

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 62,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式(株)	980,000	39	-	980,039

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求による増加39株であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第16回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	81,794
	第17回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	18,650
	第18回新株予約権	普通株式	910,000	-	910,000	-	-
	第19回新株予約権	普通株式	99,500	-	-	99,500	298
	第20回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	65,600
	第21回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	47,494
	第22回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	58,263
	第23回新株予約権 (株式報酬型ストック ・オプション)	-	-	-	-	-	43,399
合計	-	1,009,500	-	910,000	99,500	316,551	

(注) 1. 第18回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

2. 第22回及び第23回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-----------	--------------------	-----------	---------------------	-----	-------

2020年 7月28日 定時株主総会	普通株式	150,947	利益剰余金	5	2020年 4月30日	2020年 7月29日
--------------------------	------	---------	-------	---	----------------	----------------

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 7月28日 定時株主総会	普通株式	151,259	利益剰余金	5	2021年 4月30日	2021年 7月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金	5,833,436千円	8,492,510千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- "	- "
現金及び現金同等物	5,833,436千円	8,492,510千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、発行体の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（2020年4月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,833,436	5,833,436	-
(2)売掛金	2,968,001	2,968,001	-
資産計	8,801,437	8,801,437	-
(1)未払金	908,817	908,817	-
(2)長期借入金 （1年内返済予定分も含む）	2,458,962	2,458,962	-
負債計	3,367,779	3,367,779	-

当連結会計年度（2021年4月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	8,492,510	8,492,510	-
(2)売掛金	1,812,179	1,812,179	-
(3)未収入金	1,319,666	1,319,666	-
(4)投資有価証券	3,518	3,518	-
資産計	11,627,874	11,627,874	-
(1)未払金	1,016,574	1,016,574	-
(2)長期借入金 （1年内返済予定分も含む）	4,500,138	4,500,138	-
負債計	5,516,712	5,516,712	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1)未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
非上場株式等	4,356,882	6,170,356

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,831,306	-	-	-
売掛金	2,968,001	-	-	-
合計	8,799,308	-	-	-

当連結会計年度(2021年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,491,124	-	-	-
売掛金	1,812,179	-	-	-
未収入金	1,319,666	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	3,518	-	-
合計	11,622,969	3,518	-	-

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,042,292	416,670	-	-	-	-
合計	2,042,292	416,670	-	-	-	-

当連結会計年度(2021年4月30日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,999,734	1,833,064	667,340	-	-	-
合計	1,999,734	1,833,064	667,340	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年4月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、2,233,623千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2021年4月30日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	3,518	3,443	74
	その他	-	-	-
	小計	3,518	3,443	74
連結貸借対照表の計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,518	3,443	74

(注) 1. 非上場株式等(当連結会計年度の貸借対照表計上額は、1,820,240千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	121,953	65,315	2,619
債券	0	-	-
合計	121,953	65,315	2,619

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	10,045	-	-
合計	10,045	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

有価証券について1,061,352千円(その他有価証券399,260千円、関係会社株式194,969千円、その他の関係会社有価証券467,122千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

有価証券について634,653千円(その他有価証券634,653千円)減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上原価	28,978	27,799
販売費及び一般管理費	29,825	81,315

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
新株予約権戻入益	11,591	9,398

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名 子会社従業員 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 子会社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 子会社取締役 5名 当社従業員 9名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 427,500株 (注) 1	普通株式 245,000株 (注) 1	普通株式 562,500株 (注) 1
付与日	2013年8月27日	2014年2月20日	2014年9月6日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2013年8月28日 至 2023年4月30日 (注) 2	自 2014年2月21日 至 2023年11月20日 (注) 3	自 2014年9月7日 至 2024年5月27日 (注) 4

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社従業員 27名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 67,100株	普通株式 89,800株	普通株式 100,000株
付与日	2017年8月14日	2017年8月14日	2018年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社又は当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2017年8月14日 至 2018年7月31日	自 2017年8月14日 至 2019年8月12日	自 2018年8月14日 至 2019年7月31日
権利行使期間	自 2018年8月10日 至 2048年8月9日	自 2019年8月13日 至 2022年8月9日	自 2019年8月13日 至 2048年8月12日

決議年月日	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 2名 当社従業員 29名	当社取締役 2名	子会社取締役 1名 当社従業員 25名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 161,000株	普通株式 80,000株	普通株式 122,000株
付与日	2018年8月14日	2020年8月14日	2020年8月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りではない。新株予約権者は、上記の規定に関わらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	自 2018年8月14日 至 2020年8月12日	自 2020年8月14日 至 2021年7月31日	自 2018年8月14日 至 2022年7月31日
権利行使期間	自 2020年8月13日 至 2023年8月12日	自 2021年8月1日 至 2050年7月31日	自 2022年8月1日 至 2025年7月31日

- (注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。
2. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2015年8月28日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2015年8月28日以降に付与された権利の内の3分の2、2016年8月28日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
 3. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年2月21日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年2月21日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年2月21日以降に残り3分の1を行使できるものとする。
 4. 当該行使期間にかかわらず、新株予約権割当契約書の定めにより、株式上場日後6ヶ月を経過した日又は2016年9月7日のうちいずれか遅い日以降に限り、権利を行使することができるものとし、加えて2016年9月7日以降に付与された権利の内の3分の2、2017年9月7日以降に残り3分の1を行使できるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 取締役会 第16回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末 (株)	-	-	-	-
付与 (株)	-	-	-	-
失効 (株)	-	-	-	-
権利確定 (株)	-	-	-	-
未確定残 (株)	-	-	-	-
権利確定後				
前連結会計年度末 (株)	172,500	59,500	180,000	67,100
権利確定 (株)	-	-	-	-
権利行使 (株)	-	38,500	-	-
失効 (株)	-	-	42,500	-
未行使残 (株)	172,500	21,000	137,500	67,100

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権
権利確定前				
前連結会計年度末 (株)	-	-	110,000	-
付与 (株)	-	-	-	80,000
失効 (株)	-	-	6,000	-
権利確定 (株)	-	-	104,000	-
未確定残 (株)	-	-	-	80,000
権利確定後				
前連結会計年度末 (株)	15,300	100,000	-	-
権利確定 (株)	-	-	104,000	-
権利行使 (株)	-	-	24,000	-
失効 (株)	-	-	6,000	-
未行使残 (株)	15,300	100,000	74,000	-

決議年月日	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権	
権利確定前		
前連結会計年度末	(株)	-
付与	(株)	122,000
失効	(株)	-
権利確定	(株)	-
未確定残	(株)	122,000
権利確定後		
前連結会計年度末	(株)	-
権利確定	(株)	-
権利行使	(株)	-
失効	(株)	-
未行使残	(株)	-

(注) 1 . 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、株式数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

単価情報

決議年月日	2013年4月30日 臨時株主総会 第9回新株予約権	2013年11月20日 臨時株主総会 第11回新株予約権	2014年5月27日 臨時株主総会 第13回新株予約権	2017年7月26日 臨時株主総会 第16回新株予約権
権利行使価格 (円)	600	714	1,362	1
行使時平均株価 (円)	-	1,003	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-	-	1,219

決議年月日	2017年7月26日 取締役会 第17回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第20回新株予約権	2018年7月27日 取締役会 第21回新株予約権	2020年7月29日 取締役会 第22回新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	974	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,219	656	656	986

決議年月日	2020年7月29日 取締役会 第23回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	981

(注) 1. 当社は、2014年8月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますので、第9回新株予約権から第13回新株予約権につき、分割後の価格に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
第22回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 59.25%

12か月間(2019年8月18日から2020年8月14日)の株価実績に基づき算定

予想残存期間 0.99年

付与対象者である現在の各役員の平均在任期間が過去に退任した役員の平均在任期間を上回っていることから、権利行使期間の開始日に、退職後行使可能期間である10日間を加えた年数として算定

予想配当率 0.50%

直近の配当実績に基づき算定

無リスク利率率 0.127%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

第23回新株予約権

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ・モデル

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 58.65%

2年間(2018年8月28日から2020年8月14日)の株価実績に基づき算定

予想残存期間 1.97年

付与日から権利行使期間開始日までの期間を予想残存期間とする方法により算定

予想配当率 0.50%

直近の配当実績に基づき算定

無リスク利率 0.123%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

130,347千円

7. 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

11,126千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

決議年月日	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 子会社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,205,000株
付与日	2018年3月26日
権利確定条件	本新株予約権者は、2020年4月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるモバイルオンラインゲーム事業のセグメント営業利益が50億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 各本新株予約権1個未満の行使は行うことができない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2023年3月25日

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
権利確定前	
前連結会計年度末 (株)	910,000
付与 (株)	-
失効 (株)	910,000
権利確定 (株)	-
未確定残 (株)	-
権利確定後	
前連結会計年度末 (株)	-
権利確定 (株)	-
権利行使 (株)	-
失効 (株)	-
未行使残 (株)	-

単価情報

決議年月日	2018年3月9日 取締役会 第18回新株予約権
権利行使価格 (円)	970
行使時平均株価 (円)	-

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	34,689千円	76,246千円
未払金	186,195 "	191,324 "
賞与引当金	24,619 "	22,703 "
減価償却超過額	844,079 "	1,343,858 "
投資有価証券評価損	192,483 "	366,544 "
株式報酬費用	69,413 "	96,851 "
税務上の繰越欠損金(注)2	924,196 "	356,302 "
資産除去債務	35,564 "	28,215 "
その他	32,813 "	50,716 "
繰延税金資産小計	2,344,055千円	2,532,763千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	415,748千円	154,575千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	725,124 "	1,706,696 "
評価性引当額小計(注)1	1,140,872千円	1,861,271千円
繰延税金資産合計	1,203,183千円	671,491千円
繰延税金負債		
暗号資産評価益	-千円	643,681千円
資産除去債務に対応する除去費用	19,148 "	12,222 "
投資事業組合運用益	51,111 "	52,096 "
海外子会社の留保利益	30,674 "	50,389 "
その他	25,811 "	38,313 "
繰延税金負債合計	126,745千円	796,702千円
繰延税金資産の純額	1,076,437千円	125,210千円

(注)1. 評価性引当額が720,398千円増加しております。この増加の主な内容は、親会社における減価償却超過額に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	924,196	924,196
評価性引当額	-	-	-	-	-	415,748	415,748
繰延税金資産	-	-	-	-	-	508,448	(2)508,448

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金924,196千円について、繰延税金資産508,448千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2021年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (3)	-	-	-	-	28,937	327,364	356,302
評価性引当額	-	-	-	-	28,937	125,637	154,575
繰延税金資産	-	-	-	-	-	201,727	(4)201,727

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金356,302千円について、繰延税金資産201,727千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5 %	1.4 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.4 "	2.3 "
住民税均等割	1.2 "	0.3 "
連結子会社の税率差	6.8 "	0.3 "
評価性引当額の増減	76.0 "	19.3 "
持分法による投資損益	6.2 "	0.2 "
法人税等還付税額	14.1 "	0.3 "
その他	1.5 "	2.7 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.2 %	51.9 %

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、技術の発展に伴い急速に変化しつつある事業環境のもと、新たなテクノロジーを活用したエンターテインメントサービスを提供することを目指しており、「モバイルオンラインゲーム事業」「XR事業（VR、AR、MR等）」「ブロックチェーン事業」の3つを報告セグメントとしております。「モバイルオンラインゲーム事業」においては、国内外にてスマートフォンに特化したネイティブアプリゲームの開発・運営を行っております。「XR事業（VR、AR、MR等）」及び「ブロックチェーン事業」においては、当該技術を用いたプロダクトを開発する国内外の有力企業への投資及び投資を通じたコンテンツの配信等を行い、将来における収益基盤の構築を図っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モバイルオンライン ゲーム事業	XR事業 (VR、AR、MR等)	ブロックチェーン 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	19,718,500	44,381	64,812	19,827,695
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	19,718,500	44,381	64,812	19,827,695
セグメント利益又は損失()	2,783,045	402,631	155,011	2,225,402
セグメント資産	16,052,642	2,844,110	1,110,211	20,006,964
その他の項目				
減価償却費	443,948	-	-	443,948
減損損失	-	-	-	-
持分法適用会社への投資額	-	946,335	398,228	1,344,563
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	2,940,591	-	-	2,940,591

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	モバイルオンライン ゲーム事業	XR事業 (VR、AR、MR等)	ブロックチェーン 事業	
売上高				
外部顧客への売上高	18,483,885	-	144,824	18,628,710
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	18,483,885	-	144,824	18,628,710
セグメント利益又は損失()	1,629,278	119,172	4,192	1,514,299
セグメント資産	17,128,008	4,919,640	2,964,646	25,012,295
その他の項目				
減価償却費	907,726	-	-	907,726
減損損失	1,688,647	-	-	1,688,647
持分法適用会社への投資額	-	3,350,958	391,463	3,742,421
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	2,604,620	-	-	2,604,620

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

(前連結会計年度)

(報告セグメントの名称変更)

当連結会計年度より、事業内容をより適正に表示するため、従来「VR/AR事業」としていた報告セグメントの名称を「XR事業(VR、AR、MR等)」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(報告セグメントの区分変更)

当連結会計年度において、新たに株式会社 gumi Cryptosを設立し、同社に対して当社並びに当社の連結子会社である株式会社 gumi ventures及び株式会社 gumi X Realityのブロックチェーンに係る事業を吸収分割の方法により承継させたこと、及び前述の報告セグメントの名称変更に伴い、報告セグメントを従来の「モバイルオンラインゲーム事業」及び「VR/AR事業」の2区分から、「モバイルオンラインゲーム事業」、「XR事業(VR、AR、MR等)」及び「ブロックチェーン事業」の3区分に変更しております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
174,017	14,285	10,985	199,287

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スクウェア・エニックス	7,461,300	モバイルオンラインゲーム事業
Apple Inc.	6,054,264	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	5,062,991	モバイルオンラインゲーム事業

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループはネットワーク上でプラットフォームを通じて外部顧客へ販売を行っていることから個別の販売先の把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	シンガポール	その他の国又は地域	合計
121,413	6,341	7,631	135,386

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社スクウェア・エニックス	9,437,122	モバイルオンラインゲーム事業
Apple Inc.	4,538,224	モバイルオンラインゲーム事業
Google Inc.	3,745,788	モバイルオンラインゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

セグメント情報として同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	合同会社 gumi Cryptos Capital	東京都 新宿区	5,000	ブロック チェーンに 関するソフト ウェア及びコ ンテンツの開 発並びにブ ロックチェ ーンに係る投資	(所有) 間接 25.0	ブロック チェーン投 資事業にお ける協業	出資の引受 (注) 1	218,220	-	-

(注) 1. キャピタルコール方式による出資の引受であります。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等
該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社	株式会社 Thirdverse	東京都 品川区	10,000	VR/ARゲーム の企画・開 発・運営	-	VR/AR投資 事業におけ る費用の立 替等	費用の立替 (注)2	-	未収入金	52,161
							固定資産の 売却(注)3	289,738	未収入金	28,973

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて
おります。

2. 主に開発費等の立替によるものです。

3. 市場実勢等を参考に、価格交渉の上で決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はVR Fund,L.Pであり、その要約財務情報は以下の通りで
あります。

	VR Fund,L.P	
	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
流動資産合計	-	6,976,348
固定資産合計	-	2,427,089
流動負債合計	-	77,870
固定負債合計	-	-
純資産合計	-	9,325,567
売上高	-	11,209
税金等調整前当期純利益	-	6,788,647
当期純利益	-	6,788,647

(注) 1. VR Fund,L.Pは、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

2. 上記要約財務情報は、VR Fund,L.Pが米国会計基準に従って作成した財務諸表に、我が国にお
いて一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で要求される調整を加えたものでありま
す。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月30日)
1株当たり純資産額	470.93円	535.17円
1株当たり当期純利益金額	58.32円	60.73円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	57.66円	59.73円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,757,456	1,835,657
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,757,456	1,835,657
普通株式の期中平均株式数(株)	30,133,166	30,227,710
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	344,500	504,251
(うち新株予約権(株))	(344,500)	(504,251)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 新株予約権の数119個 (普通株式59,500株) 第13回新株予約権 新株予約権の数360個 (普通株式180,000株) 第18回新株予約権 新株予約権の数9,100個 (普通株式910,000株) 第19回新株予約権 新株予約権の数995個 (普通株式99,500株)	第13回新株予約権 新株予約権の数275個 (普通株式137,500株) 第19回新株予約権 新株予約権の数995個 (普通株式99,500株)

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年 4月30日)	当連結会計年度 (2021年 4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	15,169,892	17,190,437
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	952,864	1,000,546
(うち新株予約権(千円))	(232,578)	(316,551)
(うち非支配株主持分(千円))	(720,286)	(683,995)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	14,217,028	16,189,891
1株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	30,189,400	30,251,861

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2021年6月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,121,000株 |
| (3) 株式取得価額の総額 | 999,932,000円 |
| (4) 取得日 | 2021年6月16日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引
(ToSTNeT-3)による買付け |

創業者功労金の贈呈

当社は、2021年7月28日開催の定時株主総会において、任期満了により当社取締役を退任する國光宏尚氏に対し創業者功労金を贈呈することを決議し、2022年4月期(2021年5月1日～2022年4月30日)において相当額150,000千円を特別損失として計上することといたしました。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,042,292	1,999,734	0.67	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	416,670	2,500,404	0.68	2022年～2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,458,962	4,500,138	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,833,064	667,340	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,351,698	9,833,254	14,845,141	18,628,710
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	1,079,891	1,408,081	2,325,342	3,740,099
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	901,621	1,004,902	1,598,527	1,835,657
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	29.87	33.27	52.90	60.73

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	29.87	3.42	19.63	7.84

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,983,403	6,249,035
売掛金	1 3,061,824	1 1,859,843
前払費用	360,008	381,260
立替金	1 216,388	1 29,769
未収入金	1 296,930	1 1,079,429
未収還付消費税等	-	152,362
その他	1 51,007	1 84,123
流動資産合計	7,969,563	9,835,825
固定資産		
有形固定資産		
建物	153,657	104,541
工具、器具及び備品	16,922	14,959
有形固定資産合計	170,580	119,500
無形固定資産		
ソフトウェア	1,314,022	495,265
ソフトウェア仮勘定	2,531,536	3,219,678
その他	900	800
無形固定資産合計	3,846,459	3,715,743
投資その他の資産		
敷金及び保証金	336,088	354,898
投資有価証券	64,902	35,904
関係会社株式	6,604,862	5,789,038
その他の関係会社有価証券	10,000	10,000
関係会社長期貸付金	760,052	1,012,577
繰延税金資産	1,044,113	498,408
その他	178,802	178,802
投資その他の資産合計	8,998,820	7,879,629
固定資産合計	13,015,860	11,714,874
資産合計	20,985,423	21,550,699
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 892,515	1 858,441
関係会社短期借入金	275,660	-
1年内返済予定の長期借入金	2,042,292	1,999,734
未払金	1 961,271	1 966,032
未払費用	1 31,165	1 38,171
未払法人税等	162,807	453,662
預り金	1 38,455	48,242
未払消費税等	200,545	-
賞与引当金	39,616	71,921
その他	165,084	13,753
流動負債合計	4,809,414	4,449,959
固定負債		
長期借入金	416,670	2,500,404
関係会社長期借入金	486,800	1,469,800
資産除去債務	115,706	92,132
固定負債合計	1,019,176	4,062,336
負債合計	5,828,590	8,512,296

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,377,841	9,399,470
資本剰余金		
資本準備金	428,947	450,575
その他資本剰余金	3,675,803	3,675,803
資本剰余金合計	4,104,750	4,126,378
利益剰余金		
その他利益剰余金		
利益準備金	-	15,094
繰越利益剰余金	2,506,039	239,347
利益剰余金合計	2,506,039	254,441
自己株式	1,058,400	1,058,438
株主資本合計	14,930,231	12,721,852
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,977	-
評価・換算差額等合計	5,977	-
新株予約権	232,578	316,551
純資産合計	15,156,832	13,038,403
負債純資産合計	20,985,423	21,550,699

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高	2 19,823,394	2 18,493,766
売上原価	2 13,665,654	2 14,074,748
売上総利益	6,157,740	4,419,017
販売費及び一般管理費	1, 2 4,094,750	1, 2 3,493,265
営業利益	2,062,990	925,751
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2 5,430	2 6,392
経営指導料	2 9,600	2 9,600
為替差益	2,146	-
固定資産売却益	2 5,441	-
還付加算金	3,880	-
その他	1,802	1,169
営業外収益合計	28,301	17,161
営業外費用		
支払利息	2 39,221	2 42,320
為替差損	-	88,884
その他	500	953
営業外費用合計	39,721	132,158
経常利益	2,051,569	810,755
特別利益		
関係会社清算益	-	171,709
投資有価証券売却益	19,215	-
新株予約権戻入益	11,591	9,398
特別利益合計	30,806	181,108
特別損失		
減損損失	-	2,025,476
関係会社株式評価損	-	708,602
固定資産除却損	1,109	-
投資有価証券評価損	33,017	34,975
特別損失合計	34,127	2,769,053
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	2,048,249	1,777,190
法人税、住民税及び事業税	187,386	222,244
法人税等調整額	546,797	545,705
法人税等合計	359,410	323,460
当期純利益又は当期純損失()	2,407,659	2,100,650

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	(注) 1	1,975,764	11.9	2,157,199	12.8
経費		14,618,643	88.1	14,647,942	87.2
当期総費用		16,594,407	100.0	16,805,141	100.0
他勘定振替高	(注) 2	2,928,753		2,730,392	
当期売上原価		13,665,654		14,074,748	

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
支払手数料	4,968,636	3,629,009
外注費	6,920,204	7,584,265
通信費	1,481,740	1,715,552

(注) 2. 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度(千円) (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
ソフトウェア仮勘定	2,928,753	2,730,392

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	9,337,717	388,823	3,877,905	4,266,728	98,379	98,379
当期変動額						
新株の発行	40,124	40,124		40,124		
当期純利益					2,407,659	2,407,659
会社分割による減少			202,102	202,102		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	40,124	40,124	202,102	161,978	2,407,659	2,407,659
当期末残高	9,377,841	428,947	3,675,803	4,104,750	2,506,039	2,506,039

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	1,058,400	12,644,426	3,882	3,882	256,556	12,897,100
当期変動額						
新株の発行		80,248				80,248
当期純利益		2,407,659				2,407,659
会社分割による減少		202,102				202,102
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	2,094	2,094	23,977	26,072
当期変動額合計	-	2,285,804	2,094	2,094	23,977	2,259,732
当期末残高	1,058,400	14,930,231	5,977	5,977	232,578	15,156,832

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,377,841	428,947	3,675,803	4,104,750	-
当期変動額					
新株の発行	21,628	21,628		21,628	
剰余金の配当					15,094
当期純損失（ ）					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	21,628	21,628	-	21,628	15,094
当期末残高	9,399,470	450,575	3,675,803	4,126,378	15,094

	株主資本				評価・換算差額等
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,506,039	2,506,039	1,058,400	14,930,231	5,977
当期変動額					
新株の発行				43,257	
剰余金の配当	166,041	150,947		150,947	
当期純損失（ ）	2,100,650	2,100,650		2,100,650	
自己株式の取得			38	38	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-	5,977
当期変動額合計	2,266,692	2,251,597	38	2,208,378	5,977
当期末残高	239,347	254,441	1,058,438	12,721,852	-

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,977	232,578	15,156,832
当期変動額			
新株の発行			43,257
剰余金の配当			150,947
当期純損失（ ）			2,100,650
自己株式の取得			38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,977	83,972	89,949
当期変動額合計	5,977	83,972	2,118,429
当期末残高	-	316,551	13,038,403

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	1,984,387
ソフトウェア	495,265
ソフトウェア仮勘定	3,219,678

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高です。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。なお、割引前将来キャッシュ・フローにおける新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断していません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた347,937千円は、「未収入金」296,930千円、「その他」51,007千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	422,396千円	806,829千円
関係会社に対する短期金銭債務	845,052 "	682,175 "

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度57%、当事業年度57%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
広告宣伝費	1,777,935千円	1,487,040千円
関係会社委託費	644,915 "	538,624 "
給料手当	412,656 "	345,739 "
賞与引当金繰入額	30,733 "	7,220 "
減価償却費	5,612 "	4,210 "

2 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業取引	4,360,281千円	4,797,842千円
営業取引以外の取引	35,066 "	28,096 "

(有価証券関係)

前事業年度(2020年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は6,604,862千円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は5,789,038千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 4 月30日)	当事業年度 (2021年 4 月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	29,508千円	11,834千円
未払事業所税	2,115 "	2,697 "
賞与引当金	12,132 "	22,025 "
未払金	169,147 "	159,135 "
棚卸資産	4,118 "	5,490 "
減価償却超過額	798,244 "	1,375,284 "
資産除去債務	35,434 "	28,215 "
株式報酬費用	69,413 "	96,851 "
投資有価証券評価損	190,414 "	201,125 "
関係会社株式評価損	- "	217,007 "
税務上の繰越欠損金	663,337 "	213,049 "
その他	14,503 "	16,107 "
繰延税金資産小計	1,988,370千円	2,348,823千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	227,448千円	82,143千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	697,721 "	1,756,050 "
評価性引当額小計	925,169千円	1,838,193千円
繰延税金資産合計	1,063,201千円	510,630千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	19,087千円	12,222千円
繰延税金負債合計	19,087千円	12,222千円
繰延税金資産の純額	1,044,113千円	498,408千円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 4 月30日)	当事業年度 (2021年 4 月30日)
法定実効税率	30.6 %	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4 %	- %
住民税均等割	0.4 "	- "
評価性引当額の増減	49.3 "	- "
その他	0.3 "	- "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %	- %

(注) 1 . 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得

当社は、2021年6月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,121,000株
(3) 株式取得価額の総額	999,932,000円
(4) 取得日	2021年6月16日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)による買付け

創業者功労金の贈呈

当社は、2021年7月28日開催の定時株主総会において、任期満了により当社取締役を退任する國光宏尚氏に対し創業者功労金を贈呈することを決議し、2022年4月期(2021年5月1日～2022年4月30日)において相当額150,000千円を特別損失として計上することといたしました。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	279,703	6,089	54,888 (41,088)	230,905	126,364	14,118	104,541
	工具、器具及び備品	139,547	7,138	-	146,685	131,726	9,101	14,959
	計	419,250	13,228	54,888 (41,088)	377,590	258,090	23,219	119,500
無形 固定 資産	ソフトウェア	1,681,327	-	-	1,681,327	1,186,062	818,757	495,265
	ソフトウェア仮勘定	2,531,536	2,672,530	1,984,387 (1,984,387)	3,219,678	-	-	3,219,678
	その他	1,000	-	-	1,000	200	100	800
	計	4,213,864	2,672,530	1,984,387 (1,984,387)	4,902,006	1,186,262	818,857	3,715,743

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額を記載しております。

3. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア開発に伴う増加 2,672,530千円

4. 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 減損による減少 1,984,387千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	39,616	71,921	39,616	71,921

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://gu3.co.jp/ir/announce/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・ 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・ 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・ 株主が有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第13期（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）2020年7月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年7月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）2020年9月10日関東財務局長に提出

第14期第2四半期（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月10日関東財務局長に提出

第14期第3四半期（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年3月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年7月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年7月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年6月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響）の規定に基づく臨時報告書であります。

2021年6月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書に係る訂正報告書

2020年8月17日関東財務局長に提出

2020年7月29日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。

2020年10月7日関東財務局長に提出

2020年7月28日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

自己株券買付状況報告書（自 2021年6月1日 至 2021年6月30日）2021年7月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年7月28日

株式会社gumi
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢部 直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 計士

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumi及び連結子会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社開発ゲームに係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているソフトウェア493,142千円及びソフトウェア仮勘定3,405,522千円は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであり、連結総資産の15.6%を占めている。また、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、自社開発ゲームに係るソフトウェア仮勘定について、減損損失を1,647,559千円計上している。</p> <p>会社は各報告期間の末日において、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、事業計画の基礎となる売上高である。</p> <p>ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の残高について金額的な重要性があること、及び事業計画の基礎となる売上高は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、自社開発ゲームに係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に計上されている各自社開発ゲームの経済的残存使用年数と比較した。 ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会及び常勤役員会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績との比較を実施した。 ・事業計画の主要な仮定である売上高については、経営者と協議するとともに、過去実績からの趨勢分析をした結果と、事業計画上の売上高との比較を実施した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社gumiの2021年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社gumiが2021年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

株式会社gumi
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社gumiの2020年5月1日から2021年4月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社gumiの2021年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社開発ゲームに係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（自社開発ゲームに係るソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。